受給資格者証更新についてのお知らせ

（更新時期：7月1日）

現在お持ちの各受給資格者証の有効期限は6月30日までです。対象となる方は、左記の手続きにより更新をお願いいたします。

☆心身障害者医療費

次の日程で更新手続きを行いますので会場にお越しください。受給対象者の方には、更新のご案内を差し上げます。前年度に受給対象者であった方でも、前年の世帯等の所得状況で対象にならない場合がありますのでご了承ください。

※更新時に必要なもの
印鑑・健康保険証
※申請（更新）場所
下記参照

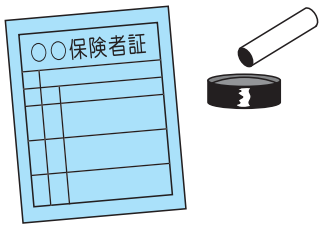

【鏡野地域】

月　日	場　所	時　間
6月20日（水）	近衛コミュニティハウス	9:00～9:10
	中谷公民館	9:30～10:00
	小田公民館	10:20～10:50
	大野公民館	11:10～11:50

月　日	場　所	時　間
6月22日（金）	香南公民館	9:30～10:00
	香北公民館	10:20～10:50
	越畑公会堂	11:10～11:30
	郷公民館	13:30～14:00
	芳野公民館	14:20～15:00

●都合の悪い方は
6月25日（月）以降、
鏡野町役場保健福祉課へ
お越しください。

【奥津地域】・【上齋原地域】・【富地域】の方は、6月20日（水）から
各振興センターで更新手続きができます

●お問い合せ先：鏡野町役場保健福祉課及び各振興センター

☆ひとり親家族等医療費

現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月30日となっていますが、事前に通知をしますので忘れずに更新手続きをしてください。

なお、前年度受給者の対象であった方でも、受給対象者に前年度所得税が課せられた場合には非該当になりますのでご了承ください。（非該当者になられた方にはその旨通知いたします。）

お問い合せ先
鏡野町役場保健福祉課
子育て支援係
電話（0868）54-2986

☆児童手当現況届のお願い

現況届が必要な方には、6月上旬に児童手当現況届を受給者に郵送いたしますので、よろしくお願いします。またこの届の提出が無い場合は、手当が差し止められますのでご注意ください。

●届に必要なもの

- **印鑑**
- 国民年金以外に加入している方は、年金加入を証明するもの（**健康保険証**）
- 15歳以下の子どもと**別居している場合は、別居する子どもの住民票の写し**
- 平成24年**1月1日**時点で鏡野町に住民票のない方は、**前住所地の所得課税証明書**
- 子どもが他市町村の場合（**住民票上のみの場合も含む**）は、子どもの属する世帯全員の住民票

お問い合せ先
鏡野町役場保健福祉課
子育て支援係
電話（0868）54-2986